

国師・講読師について（下）

名
畠
崇

四

国師・講読師の資質について

資質は職掌と不可分の関係にあり、職掌の内容が変るのにともない、資質の基準も変更されるから、もとより固定したとらえ方はできない。国師・講読師の資質について触れた記事を年代の順にあげてみる。

- 「有知有行、為_レ衆推仰者」（延暦三・五・一勅）。○「才堪_ニ聽_ニ任_ニ用_ニ」（延暦三・五・正・二六官符^⑥）。○「凡僧綱講師者僧尼之師表也」（弘仁九・五・二九官符）。（弘仁九・五・二九官符）。
- 「頃年之例、立_ニ五階三階_ニ令_レ補_ニ講読師」……、凡厥諸國置_ニ講読師者、將_レ令_レ邦家照_ニ於戒珠之光、天下護_ニ於禪行之化上」（齊衡二・八・一二三官符）、○法華・最勝・仁王の三部經を具講（元慶元・五・二三官符）。○「雖_レ成_ニ階業、非_ニ精進練行者、不_レ得_ニ擬補」（延喜一四・意見十二箇条）、○「精進座禪」「賢哲」（永延一・尾張国郡司百姓等解）。
- 智_ニ行_ニがそなわり僧俗を教導できる、というのが国師・智_ニ而_ニ任_ニ講師、拳_ニ少_ニ識_ニ而_ニ補_ニ講師」、「年四十五以上、心行已定、始終不易」（延暦二四・一二・二五官符^④）。○「差_ニ任立義復講及諸國講師」、雖_レ通_ニ本業_ニ不_レ習_ニ戒律_ニ者、不_レ後は、經典講説の能力が重視されてくる。^⑤このとき講師の

秩満を永任としたのは「弘^レ道、教以利^レ民」のためであり、教導利民が講師に課せられた主要な任務となつた。同二十五年に年分度者の宗業と人數を定め、戒律の習熟が基本的な要件があがつてると、持戒持律が講・読師に求められていく。法華・最勝・仁王の護国三部經の具講は部内の毎年安居の講師としての要件である。それと五階三階の受業など具体的な資格を除くと、資質については抽象的な表現に終始し、時代が下るにともない修辭がめだつのは、理想と現実の乖離を示すものであろう。

資質（資格）からうかがうと、国師・講読師の理想的な面が浮きぼりされてくるが、それは現実の国師・講読師に対する批判を逆に現わすものであつて、国師・講読師はしばしば批判糾正の対象があがつてゐる。次にその主な例を示そう。（（ ）は対策・処置を示す）。

(一) 「東大寺四面一里之内、(諸寺二里内) 不^レ聴^ミ殺生……如^レ有^ミ國師不^レ檢」〔違勅罪を科す〕。(天平勝宝四^回格、宝龜二・八・一三官符、弘仁三・九・一〇勅、承和八・二・一四勅、貞觀四・一二・一官符)。(二) 「諸國國師・諸寺鎮・三綱、及受^ミ講復者、不^レ顧^ミ罪福、專事^ミ請托、員復居多、侵損不^レ少」〔不^レ可^ミ更然〕(寶龜二・正・一〇勅)。(三) 「増^ミ加國師員、……匪^ミ允懶」〔員數削減〕(延暦二・一〇・六)。(四) 「如有^ミ下身死

及心性龐惡、為^ミ民所^レ苦者^ミ」〔替改〕(延暦三・五・一勅)。

(五) 「或事^ミ奸濫、許^レ稱^ミ改^レ過、未^レ捨^ミ妻孥、此乃僧綱簡^ミ所^レ失、國司阿容任^ミ意」〔擅却・科貶〕(延暦三・三・正・一勅)。(六) 「期^ミ老死^ミ或^レ情無^レ知^ミ足、則^レ自倦^ミ講席」……若有^レ

自事^ミ銜壳^ニ妄求^ミ俗^ミ舉^ミ者」〔秩満六年・擅出〕(延暦二・四・一・二・三官符)。(七) 「專任^ミ講說^ミ不^レ預^ミ他事、堂宇頽壞不^レ存^ミ修葺」〔國司と共に検校〕(弘仁三・三・二〇官符)。(八)

「不^ミ必其人」(承和六・九・二二勅)。(九) 「件兩宗(天台・真言)僧等至^レ擬^ミ補^ミ講讀師、各爭^ミ宗業^ミ已致^ミ譖讐」〔天台を先とする〕(元慶五・九・一六官符)。(十) 「任意留連、遲向^ミ任國^ニ延^ミ引日月」〔選用・公^ニ請せ^ズ〕(支^ミ蕃寮式)。(十一) 「多非^ミ持律之人、或有^ミ贍勞之輩」……國分僧若有^ミ盜穢^ミ、而講讀師不^レ糺」〔雖成^ミ階業^ミ非^ミ精進練行^ミ、不^レ得^ミ擬^ミ補^ミ」解却〕(意見十二^回箇條)。

(一) は国師(講師)が国司と共に寺辺の殺生禁断を検校する任に預かるのだが、任を果していないことを諷しめるのに違勅罪をもつて臨んでいる。国師(講師)の任務不履行の例である。(二) は新薬師寺西塔・葛城寺の塔と金堂が落雷炎上した不祥事に際し、政府が僧綱を含む僧徒に自戒を求めたもので、国師のみを批判の対象とはしないが、「員復居多」は(三)の「増^ミ加國師員」と無関係とは思えない。ま

た員数増加の原因は「請托」にあり、綱紀上みのがせない事態に至っていたのであろう。四の「身性麿惡」は仮定ではあるが、(五)のような事実がすでにあったかも知れない。

僧綱が講師の人選を誤ると、(六)のように講師就任を俗挙に頼る風潮とがからみあって、国師の資質低下をきたすのである。のちになると、「凡擬補諸國講読師、此僧綱之最⁽⁶⁾」といわれるよう、僧綱は講読師の擬補の権限を拡大したもののがようであるが、「有司称格無試業之階、任レ意恣挙少智之輩、已乖制旨多涉濫吹」(齊衡二・八・二三官符)、「而簡定擬補不依次第……昇降任意愛憎專私、如レ此之漸施致人愁、僧綱等寄言本寺不レ忍⁽⁷⁾糺察、怨結之至動訴⁽⁸⁾公達」(寛平七・七・一官符)など、僧綱の講読師擬補に適正が強く求められ、「若僧綱知レ情不レ糺、殊加⁽⁹⁾加責⁽¹⁰⁾」と掣肘をうけるようになる。

延暦二年正月二十日の最澄の度縁に、行表が「師主左京大安寺伝灯法師位行表」と名のると同時に「大国師伝灯法師位行表」として、中・少国師以下近江国国衙の官人と共に名を連ねており、国師に赴任しても本寺との所属関係は保持され、任が終ると本寺にもどったようである。時代は下降るが、伊豆国読師平久が死去したので、弟子・童子が素服を著して本寺大安寺に帰り、大安寺は弟子・童子の申文

をそえて綱所に報告しているのもそのことをよく示している。

一方で僧綱の成員が七大寺・律寺に所属する僧によって占められる体制は保持されようとしていたし、講読師の資格に宗の本業と戒律の習熟やのちの五階三階の受業の制が設けられると、資格取得は諸大寺で受学する者でなければ困難であった。延喜三年六月二十日の官符によると、山城・攝津・伊賀・三河・伊豆・若狭・加賀・能登・越中・丹後・淡路の国では講師のみで読師を置かず、毎年安居に国分寺僧を臨時の読師にあてる例であったが、彼ら読師らは階業がなく資格を欠いており、部内で資格をうるには読師で七十才、講師で八十才の老令におよぶ。それに対しても大寺外でさえも「加⁽¹¹⁾來立義、得業者其數不レ少、階業之人、八宗是多」という。諸大寺を基盤にする僧綱に講読師を擬補する権限が集注すると共に、僧綱が本寺の掣肘をうけて、「寄⁽¹²⁾言本寺不⁽¹³⁾忍⁽¹⁴⁾糺察」という事態が生じてくるのである。

五

講読師の任命は僧綱と個々の僧の人格との間に成立するというよりも、僧綱と諸大寺との関係によつて成立する傾

向が強くなつていったとみてよい。最澄の天台宗と空海の真言宗の開創は、宗と本寺の意識をきわだてたと思うが、自宗出身の僧を講読師にするのに熱心だったのは天台宗である。延暦二十五年に天台宗は年分度者二名を許され、諸宗の受業者と共に簡試のうえ立義・複講・諸国講師に差任されることを公認された。ついで最澄の「天台法華宗年分学生式」(弘仁九・五・一三)に天台宗受業の学生のうち國師・國用を伝法および國講師に差任されることを官に求め、講師一任の間の毎年安居法服の施料⁽⁵⁾を当國の官舍に納め、修池・修溝・耕荒・埋崩・造橋・造船・植樹・殖穀・蒔麻・蒔草・穿井・引水など國を利用する用にあて、講経・修心を本務に定めている。ここには延暦十四年の講師の講説專從制と、同二十四年十二月の「人能弘道、教以利民」の勅にこたえて天台学生に理念を実現させようとする最澄の意図がうかがえる。⁽⁶⁾ついで承和二年十月十五日に義真⁽⁷⁾は既得の年分学生の國講師差任と別に、宗内で講読師に堪えられた者各一人を毎年講読師に任命されることを官に求めて許された。僧正護命が前年九月に死没⁽⁸⁾しているところをみると、天台宗にとって七大寺を基盤にもつ僧綱の教界支配の壁が厚かつたわけである。その後天台宗から遍照が出て僧正に就任すると、仁和元年に元慶寺年分度者で階業を経た

者一人と、元慶寺の三綱・久住僧で階業を経た者とを年中諸国講読師の補欠にすることを許されることになった。⁽⁹⁾ここに至つて天台宗は七大寺の僧綱支配の体制に割りこみ、教勢の発展に有利な地歩をきずいたといえる。『延喜式』玄蕃寮に延暦寺三綱は一任の後、諸国講読師に任じ、上座・寺主は講師に、都維那は読師に任せよ、としているのもそのあらわれであろう。

真言宗についてみると、天長元年に空海が小僧都になり、承和二年大僧都で退隱するまで十一年間僧綱に在任し、その間七年間は僧正護命を主班とする僧綱の成員としてすごしている。講読師の確保に空海が熱意を示したような形跡はみえないが、承和二年正月二十三日の官符で真言宗年分度者三人を得ており、他の宗の例に準じて受業・簡試を経た者に講読師就任の途が与えられるはずである。それを承けてか承和四年八月五日に「真言法教頃雖始行京城⁽¹⁰⁾而未⁽¹¹⁾遍⁽¹²⁾辺⁽¹³⁾境⁽¹⁴⁾、宜⁽¹⁵⁾撰⁽¹⁶⁾下彼宗僧攝⁽¹⁷⁾講読及修法者⁽¹⁸⁾。任⁽¹⁹⁾諸國講読師⁽²⁰⁾」の旨官符を得ている。右の官符にいうように真言宗は主として京畿に教線をのばし、乙訓寺・高雄山寺・東寺・大安寺・弘福寺・東大寺真言院などを空海が管し、門弟はその跡を継承するとともに、安祥寺(恵運)・嘉祥寺(真雅)・貞觀寺(同上)・觀心寺(実惠・真雅)・

禪林寺（真紹）などの創立に関与して法系を伝えている。

初期の真言宗は京都を中心に畿内の諸寺を確保し、僧の育

成または配置に重点をおいたから、諸国に別院を設けて地

方に教線伸張をはかった天台宗ほどに講読師補任の必要を

認めていなかつたのかも知れない。

こうした真言宗の都市寺院割拠主義とでもいうべき傾向から、寺や僧が個別に國家・貴族とむすびついて独立する方向をたどり、所管の寺が僧綱・講読師の統轄に属さい、という特權を得るようになる。たとえば法琳寺・興隆寺・貞觀寺・嘉祥寺^⑨・觀心寺・勸修寺・円成寺等がそれで

六

はじめに紹介した三善清行の講読師・国分寺僧に対する批難は、「閏三本朝之文記、凡厥禪徒、未必皆修學俱備、禪智兼高者也、然而或固守三律儀、至死不犯、或偏行三菩薩、忘身利他、故帝皇之誠、依禪僧而易感、禪僧之念与^⑩如來而必通」というように、清行が僧徒に寄せる理想の反照もある。彼は播磨國魚住の泊の修復を提案する中で、櫻生・韓・魚住・大和田の泊を行基が修造したのを菩薩行と評価し、貞觀九年に元興寺賢和が播磨國講師賢

養と同心して魚住の船瀨を造ったことも菩薩行と評している。

天長五年二月二十五日文殊会の創設にあたり「湧國司講讀師仰^⑪所部郡司及定額寺三綱等、郡別於^⑫一村邑、届^⑬精進練行法師、以為^⑭教主、毎年七月八日令^⑮修^⑯其事、兼修理堂塔經教破損等^⑰」のことを定めているし、天長十年に鎮西府觀世音寺兼筑前國講師に赴任した惠運は「以為^⑲九國二嶋之僧統、特^⑳勾当写大藏經之事」。承和二年十二月三日の官符では、大宰大式小野岑守が大宰府に創設した練命院と附属の墾田百十四町の管理を府監または主典と觀世音寺講師に勾当させている。また承和二年六月二十九日の官符には、大安寺忠一を預として駿河富士河と相模鮎河の浮橋二處の設置、尾張美濃境の墨俣河・尾張草津・三河の飽海河と矢作河・遠江駿河堺の大井河・駿河阿倍河・下総太日河・武藏石瀬河・武藏下總堺の住田河に渡船を各四艘ないし三艘加増、墨俣河の左右邊に布施屋の修造を行ない該国の講読師と国司共に検校するよう定めている。天長・承和・貞觀期には窮民救濟・海川の運輸・交通施設の修造など公共施設の修造や管理に講読師が国司と共に関与する例が多い。賦課の確保には民生の安定が前提になるから、政府は国郡司を督励して池・溝・堰の修造にあたらせ、田

疇荒廃の障害をとり除いて農民の窮乏を防ぎ、郡司・豪族に帰属しようとする農民を中央の支配下につなぎとめるのが、重要な政策になつてきつたといわれる。政府は有能な人材を地方官に任じて殖産・利民をはからせるが、大伴今人・小野岑守・藤原高房・紀夏井・橘秘樹・藤原保則らが業績を示し、良吏の代表として喧伝されてくる。こうした国郡司に対する民生安定の督励が講読師の公共施設の設営管理への参加をうながしたのであって、講読師の任には講經や寺院僧尼の管理のほかに、利民事業への関与が加わり、理念は菩薩行に求められていたと考えられる。仏像や經典の図写供養によつて攘災招福を期することも広義の利民事業であつて、この面で事績を示す講師もいた。たとえば伯耆講師賢永は「年来五穀不レ登、百姓窮弊、加之疫病頻発、死亡者衆、賢永奉ニ為國家、誓願仏力、精誠攸レ感、頗知靈驗、由レ是、割留供料、圖書写一万三千仏并觀世音菩薩像及一切經、貯穀百斛、以資燈炷、請安置國分寺乃付三國司」、其穀毎年出挙、勿レ断灯明」と奏して貞観五年四月に許されている。^⑩『延喜式』主税によると、講師の年中供養は日米二升四合、安居の法服ハ絶五疋、布施ハ絶十疋・綿二十斤・布二十端、供養ハ日米六升四合そのほか塩・油・大豆・小豆などの支給をうける。伯耆講師賢

永の作善の規模からみて、一任中の供料でまかなえるとは考えられず、諸国講師在任中に供料を蓄積していたか、或は勧進に頼つたのかも知れない。播磨国の魚住泊を修復を主宰した元興寺賢和・播磨講師賢養の場合も同じことが考えられる。

以上みてきたように講読師のになった役割は史料の性質上主として制度面においてあらわれるが、永延二年十一月八日の「尾張郡司百姓等解」には講読師に対する部内の郡司百姓等の見解がうかえて注目される。解の第二十四条「請レ被レ裁上断不レ下三行国分尼寺修理料稻万八千束一事」の冒頭に「右国分尼寺「者」、是為朝家鎮護、吏民快樂所ニ建立ニ也」とあって、国分ニ寺に対する規定には国分寺造立の理念が継承されていて変更が加えられていない。国分尼寺が焼失して講師玄好が国司と共に早期再興すべきだが、国司藤原元命が修理料を下行しないために、仮屋で斎会・講經を行なう始末で、「如レ此之間、国土亡弊、人民逃去、災難發職而依レ是」と、灾厄の原因を国分尼寺不在による法会の不如法に求めている。第二十五条「請レ被レ裁三断不レ下三行講読師衣并僧尼等毎年布施稻束万二千余束一事」では、「右攘灾招福懸ニ於仏法之威驗、護国利民、緣ニ於賢哲之祈禱、就中講読師是練行坐禪人、衆僧尼則彼御願勤修之侶、

朝嘗^三白露^而伝^三仏法王法之教^(中略)解忘之僧見^レ之發
心、不信之俗感^レ之讚歎、然後奉^レ祈^ニ帝皇於億歲、誓^ニ願^レ
元於遐年[、]撰^ニ其才行[、]所^レ補^ニ任^ニ也[、]とあつて、講読師
は「練行坐禪人」で、「攘灾招福」「護國利民」を祈禱し、
僧俗に教化をおよぼすのであり、朝廷は「撰^ニ其才行[、]所^レ
被^ニ補^ニ任^ニ地[、]としている。前条の国分尼寺の規定と対応し
て講読師の任務・人選についても国家仏教の理想を主軸に
すえて規定を与え、国家と部内の安全に寄与する講読師の
任を額面どおりに承認している。ことによると第二十四・
五の条文は尾張国の講師が草したのかも知れない。そうで
なくとも講読師が郡司百姓等の国司改替の訴えに加担して
いることは明らかであつて、朝廷の裁断を求めるのに国家
仏教の理念を媒体にしなければ実効が期待できないといふ
現実があつた。そこに現われる国家理念がたとえ修辞であ
り、形骸化しているにしても、国家仏教が觀念としてなお
郡司・百姓の中に存続するかぎり、古代国家は命脈を保つ
していくのである。

『類從三代格』同日官符。
『類從三代格』同日官符。
『類從三代格』同日官符。
『類從三代格』同日官符。
『類從三代格』同日官符。
『類從三代格』同日官符。
『類從三代格』同日官符。

(11) このとき国師を講師に改称し、講説に專従させることになつたいきさつについては、僧尼を法務に専注させようとする桓武朝の教界刷新の施策が考えられるが、延暦十七年三月丙申の詔に「郡司譜第之選、永從停廢、取下芸業著聞堪^ニ理郡^ニ者^ニ為^フ之」（類従国史卷四〇）とあって、郡司に才用ある者を任用する方針が出されている。講師の任用についても「才堪^ニ講説、為^フ衆推議者」とあって、講説教導を講師の本務とする基本方針のもとに、才用を重視する施策の一環をなすものと思う。郡司の才用任用主義は弘仁二年八月譜第主義にもどされたが、弘仁三年三月講師の講説專従は堂宇・仏像の營繕に支障を生じるとして、堂宇營繕を国司と共に検校するよう改めている。

以下「類從三代格」貞觀四・一二・一官符引用
『統日本紀』同日条。

③ ② ① 註
『続日本紀』延暦三・五・辛未朔。
『類従三代格』延暦二四・一二・二五官符。
『類從國史』仏道・僧尼雜制。

・三・二七官符に「与^ニ講師賢養^ニ共同^ニ心勵^レ力、試加^ニ營造^ニ以遂^ニ宿情」^レとある。

^{④⁷}『類從三代格』同日官符。

^⑧ 貞觀九・六・一「安祥寺伽藍緣起資財帳」(平安遺文古文書編第一巻一四一ペー^ジ)。『文德實錄』仁壽三・五・一四条に、武藏・信濃の両国に詔して一切經各一部を書きせしめてある。西国の場合と同様に該国の講師がこの事業を勾当したであろう。

・『類從三代格』承和二・一二・三官符。
・『類從三代格』同日官符。

^⑤ ⁵⁰ ⁴⁹ 『三代實錄』貞觀五・四・三条。ほかに焼失した国分寺四王像を造立した長門講師嘉(寿)亮(同貞觀一五・八・二〇条)、国分寺画像吉祥天を木造五尺像に改造した出雲講師粟海(同元慶元・八・二三条)などの例がある。

(本学助教授 日本佛教史学)

^⑫ 『平安遺文』古文書編第二巻四八一~八二ペー^ジ。